

すこやか

発行者：姉ヶ崎ケアセンター
住所：千葉県市原市稚津2545-1
電話：0436(66)8867
担当者：堀川・上田・宮本・
金城・岡

満面の笑みで

9月誕生会

9月は9名の誕生者がいらっしやいました。フロアごとに誕生カードの贈呈を行いました。誕生者の中には105歳になられた利用者様もいらっしやいます。大正・昭和・平成・令和と4つの時代を経験され、本当に素晴らしいことだと思います。これからも利用者様の笑顔のために、私たちスタッフ一同、頑張ってくださいと思います。



改めて、コロナ対策のための自主点検

医療機関や介護施設での新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のクラスターは、6月は13施設、7月は57施設、8月は75施設となっております。死亡者についてみますと東京都だけでも325人が死亡しており、70才代が17%、80才代が30.2%、90才代が33.9%と年代が上がるほど高くなっています。そのような中でも9月の統計はまだですが、傾向的には

感染率も低くなってきて死亡率も下がってきていると思われる。しかし、どうしたらCOVID-19 (新型コロナウイルス感染症) から逃れられるのかという事になります。結論から言うと、COVID-19に感染している人が自分でこのウイルスと戦って発症するなり無症状のままでも、結果その人の中のウイルスが居無くなれば、他の人に感染させる事

が無くなり感染が終息するのです。発生最初から皆さんにお願いしたことはCOVID-19を貰わない工夫をする事でした。あなた自身が感染しない工夫、それは「手洗い、うがいの励行」「人との接触(三密)を避ける」「栄養、睡眠、健康管理を徹底する」ことです。



【施設長 岡 賢了】



職員のひとり言

「名字」

事務員 鳴原 A



私の名字は鳴原です。この名字、知っていた、もしくは一発で読めた！という方はいますでしょうか。ちなみに私は読めませんでした。田に鳥で鳴(しぎ)と読みます。なので、私の名字は「しぎはら」と読むのです。

夫の故郷である福島県東部ではあまり珍しくないようなのですが、関東では見かけませんよね。全国順位2466位、およそ5800人、そのうち、千葉県には320人程いるそうです。

日本にはいろんな名字がありますが、珍しい苗字でも漢字が簡単だったり発音しやすかったりすると、割と簡単に伝えられますよね。ところが鳴原は、漢字も発音も伝えるのが難しく、特に電話だと大抵間違っって伝わってしまいます。その時はもう諦めます。好きなように呼んでくれ！と思います。そんな名字になってもう20年以上、今ではすっかり馴染み、とても気に入っています。皆さんも気軽に呼んでください。

デイケアルームより

～園芸療法～

- ・前回の施設菜園の状況

前回の施設菜園では、梅雨の時期による日照不足と土壌の耕し不足により、野菜の育成が失敗しました。

- ・今回取り組んだこと

- ① 土壌の深部までの耕し
- ② 土の入れ替え

今後は、秋の野菜の園芸療法を実施していこうと考えております。



特集 増え続ける介護費、利用者負担やサービスは今後どう変わる？

年々増え続けている介護費は、介護保険開始時の2000年より約3倍となりました。財務省の試算では、団塊世代が75歳以上となる2025年には、介護総費用が2019年度の3割増、15.3兆円にのぼると考えています。介護保険料がひっ迫されることが考えられるため、財務省が給付と負担について見直しを求めています。主に以下のようなものです。

- 年収で決まる介護保険利用者負担割合を、原則2割とする（現在は全体の5%程度）
- 居宅のケアマネジメント（ケアプラン作成等）を負担なし→1割負担に変更
- 特養以外の施設の多床室に、現在にはない利用者負担を求める
- 介護保険施設の補足給付に関する預貯金等の基準を、不動産等も含める等見直す
- 要介護1・2の利用者の生活援助サービス等を介護給付から外し、地域支援事業に移行
- 現金給付の開始 ○介護保険料の負担年齢を40→30歳に引き下げ

これらは、厚労省の社会保障審議会で異論が多くみられ、見直しはほぼ見送りとなりましたが、以下の2点について見直しが図られることとなりました。

①高額介護サービス費に関する月あたり負担限度額の見直し

介護保険では、サービス利用時の自己負担（1割～3割）に、原則世帯合計の月当たりの限度額が設定されています。その限度額は所得段階によって設定されており、そのうち「現役並み所得相当」の層が、年収によって3つの区分に見直され、年収の多い利用者の負担が増すこととなります。

【現行】現役並み所得（年収約383万円以上）…一律月4万4千円まで

【改訂後】区分1：年収約383万円以上～約770万円未満…月4万4千円まで

区分2：年収約770万円以上～約1,160万円未満…月9万3千円まで

区分3：年収約1,160万円以上…月14万100円まで

②介護保険施設に入所した際の補足給付の見直し

施設入所（短期入所含む）時、居住費・食費の負担が生じますが、低所得者は所得段階に応じた負担額が設定されています。負担額と国が設定した基準額の差額を支給するのが「補足給付」です。所得段階は4つの区分に分かれており、そのうち第3段階目の条件が2つに分かれ、こちらも年収の多い利用者の負担が増すこととなります。

【現行】世帯全員が市町村民税かつ本人年金収入等80万円超

【改訂後】世帯全員が市町村民税かつ本人年金収入等80万円超～120万円以下：①

世帯全員が市町村民税かつ本人年金収入等120万円超：②

また、一定以上預貯金等の資産がある場合は、補足給付の対象から外されることとなり、その基準も所得段階ごと、以下のように設定が変更される予定です。

○第2段階：650万円

○第3段階①：550万円 ○第3段階②：500万円

これらの施行時期は未定ですが、2021年4～8月頃になるかと考えられています。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、他の社会保障も含め変化していくことも考えられます。利用者負担ばかり増え十分なサービスが受けられなくなることを防ぐため、介護現場に携わる者全てが意見を出していかなければならないと思います。

（介護支援専門員 U T）

編集後記

スポーツの秋、過ごしやすい気候になりました。10月14日は運動会を予定しています。お楽しみに！（支援相談員 O）

